

こども発達センター有料施設減免等について

岡崎市こども発達センター条例第8条第3項

前項の規定にかかわらず、市長は、こども発達支援センターの業務に支障がないと認めるときは、利用を希望する者に、有料施設(別表第5の左欄に掲げる施設をいう。以下同じ。)を利用させることができる。

⇒ 市の事業に支障のないときに限り有料施設を利用させることができる。
事業費を負担しているため、幸田町も岡崎市と同様の取扱とする。

■ 有料施設利用料金の取扱

＜自己利用のため無料＞

こども発達センター	こども発達センター業務で利用
岡崎市及び幸田町（以下、「市等」という。）	岡崎市（友愛の家業務を含む。）若しくは幸田町又は岡崎市が特別に認める個人若しくは団体

＜減免により無料＞

障がい者団体	岡崎市障がい者福祉団体連合会及びその構成団体並びに幸田町の障がい者福祉団体
--------	---------------------------------------

＜半額＞

岡崎市及び幸田町内の障がい児・者及びその家族	障がい児・者、障がい児・者の家族、障がい児・者の支援者のみで利用する場合
岡崎市及び幸田町内の障がい福祉サービス事業所等	福祉の村内施設を含む、岡崎市及び幸田町内の障がい福祉サービス事業所、障がい児通所支援事業所又は相談支援事業所

＜減免なし＞

岡崎市及び幸田町内の一般利用者	減免（無料・半額）に該当しない場合
岡崎市及び幸田町以外の障がい児・者及びその家族、福祉サービス事業所等	岡崎市が特別に認める場合のみ利用可能

※岡崎市及び幸田町以外の一般利用は原則不可。

※託児室の減免は行わない。

※10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てます。

■ 有料施設利用優先順位

1	障がい者福祉団体連合会
2	岡崎市及び幸田町内の障がい児・者及びその家族、障がい福祉サービス事業所等
3	その他

※市の事業に支障のない範囲での有料施設利用のため、市等は優先順位に含めない。

■ 有料施設予約開始時期

障がい者福祉団体連合会	利用予定日の6箇月前の月の初日
岡崎市及び幸田町内の障がい児・者及びその家族、障がい福祉サービス事業所等	利用予定日の3箇月前の月の初日
その他	利用予定日の1箇月前の月の初日

※市等は随時予約可能だが、利用予定日の3箇月前の月の初日以前に予定を決めるよう努力する。